

定額型終身年金保険

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更(財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。)や特約の追加等による変更契約もできません。

商品の特徴

- ・ 基本年金額が定額ですので、逓増型より保険料が少ないです。
- ・ 年金受取開始の時から、生涯、年金を受け取れますので、老後の生活資金として役立ちます。
- ・ 基本年金額は毎年一定額ですが、契約者配当金が生じた場合は年金を積み増しします。
- ・ 保証期間付定額型据置終身年金保険には、保険料の払込みの種類によって、分割払と一時払があります。ほかに、保証期間付定額型即時終身年金保険がありません。
- ・ 保険料一時払の保証期間付定額型据置終身年金保険及び保証期間なし定額型据置終身年金保険の据置期間は1年又は2年です。
- ・ 年金の支払を開始する年齢が、55歳から75歳までとなっています。
- ・ 保証期間付については、保証期間内に、被保険者が万一亡くなられた場合は、年金継続受取人(保険契約者)が引き続き年金をお受け取りになれます。保証期間は次のとおりです。

55歳～69歳支払開始……………15年間

70歳～75歳支払開始……………10年間

保険種類と加入年齢

保険種類	年金支払開始年齢	加入年齢
保証期間付定額型 据置終身年金保険 (保険料分割払)	55歳	20～52歳
	60歳	25～57歳
	65歳	30～62歳
	70歳	35～67歳

保証期間付定額型 据置終身年金保険 (保険料一時払)	55～75歳 (各歳刻み)	年金支払開始年齢の 1歳前又は2歳前
保証期間付定額型 即時終身年金保険	55～75歳	55～75歳
保証期間なし定額型 即時終身年金保険	65～75歳	65～75歳
保証期間なし定額型 据置終身年金保険	65～75歳	年金支払開始年齢の 1歳前又は2歳前

保険料の払込期間中に被保険者(年金受取人)がお亡くなりになられたとき、ご契約を解除又は失効されたときは、還付金をお支払いします。

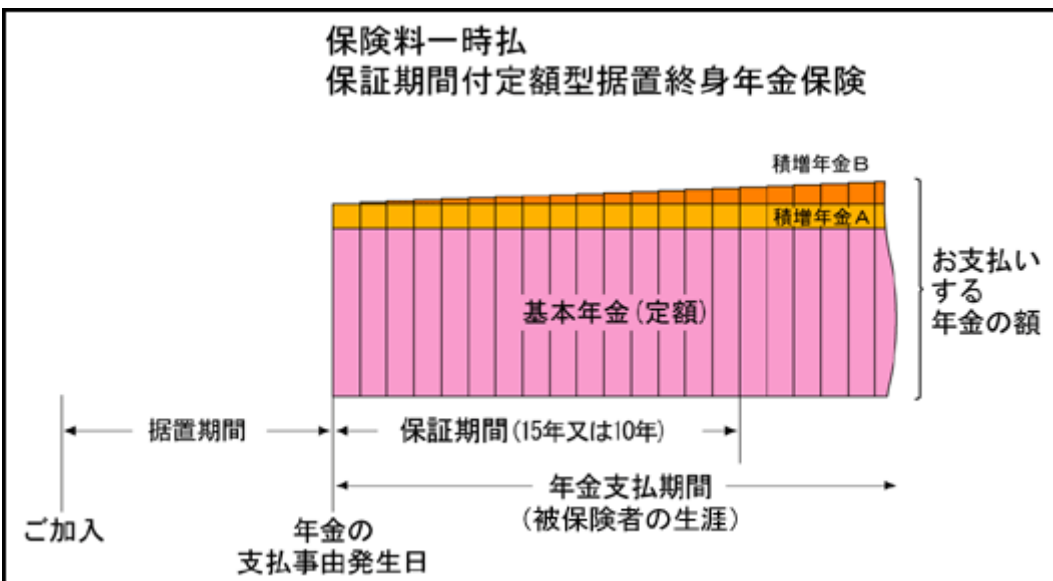
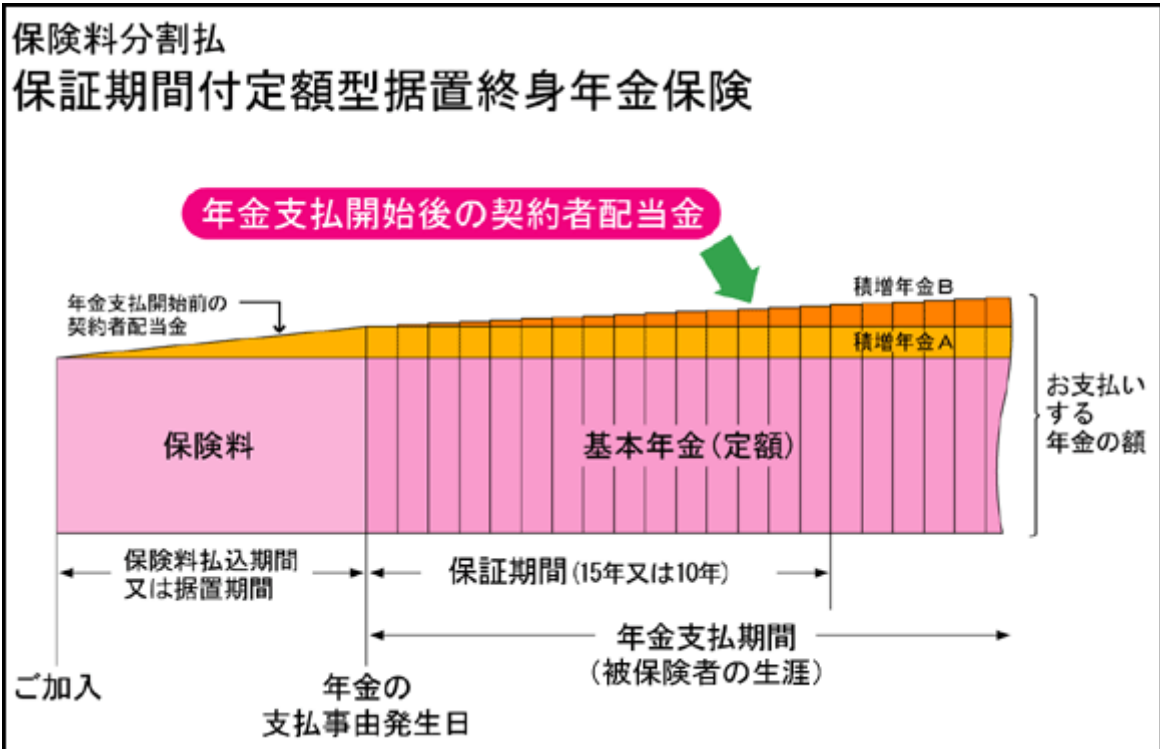
なお、ご加入後短期間の場合は、還付金をお支払いできない場合があります。

- ・ 特約保障の内容はご自由にお選びいただけます。

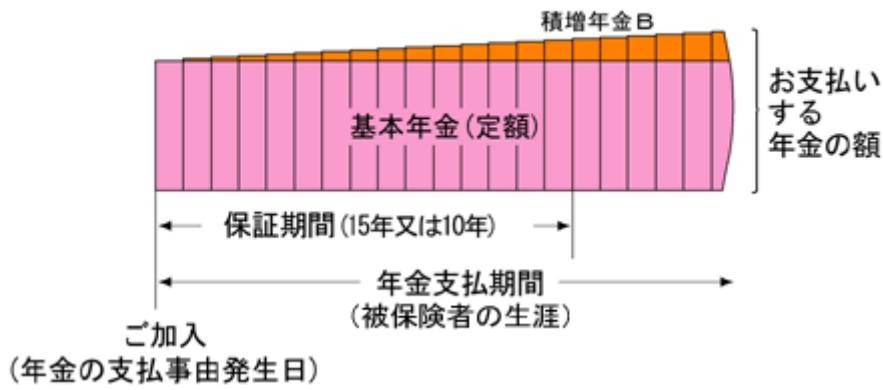
注意事項

- ・ 毎年お支払いする基本年金額は、契約時に決まりますが、積増年金は払い込んだ保険料の運用利回りによって変わります。
- ・ 年金支払開始年齢に達するまでに被保険者が亡くなられた場合は、年金のお支払いはいたしません。その場合は、還付金及び契約者配当金があれば一緒にお支払いいたします。
- ・ 年金支払事由発生後は、ご契約の解除はできませんが、年金の繰上支払の請求のあった日から保証期間が満了する日までの期間分の年金を繰り上げて、一括してお受け取りにすることができます。
- ・ 保証期間なし定額型終身年金保険(即時・据置)は、保証期間がないため、被保険者が年金支払事由発生日以降にお亡くなりになられた場合、お亡くなりになられた日以降の継続年金、その他支払われる金員はございません。
また、年金支払事由発生日以降、早期に被保険者がお亡くなりになられた場合は、お支払いする年金の総額がお払込みいただく保険料の合計額を、大きく下回ります。

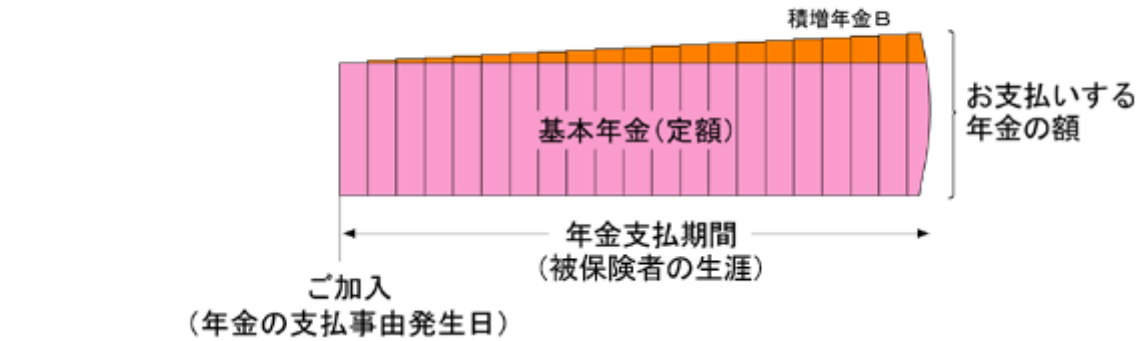
- ・ お支払いする年金額は、基本年金と積増年金の合計額です。



保証期間付定額型即時終身年金保険



保証期間なし定額型即時終身年金保険



保証期間なし定額型据置終身年金保険

